

國民體力法の施行に關する諸法令の公布

昭和十五年第七十五回帝國議會の協贊を経て公布された國民體力法(本誌第一卷第二號六九頁以降參照)の施行期日、被管理者の範圍並に施行令は昭和十五年勅令第六百十八號、同六百十九號及び同六百二十號を以て夫々制定せられ九月二十五日公布され、また國民體力法施行規則は九月二十六日厚生省令第三十六號を以て決定公布された。之を掲ぐれば以下の如くである。

國民體力法ノ施行期日ニ關スル勅令

(昭和十五年九月二十四日勅令第六百十八號)

國民體力法ハ昭和十五年九月二十六日ヨリ之ヲ施行ス

國民體力法ノ被管理者ノ範圍限定ニ關スル勅令

(昭和十五年九月二十四日勅令第六百十九號)

國民體力法附則第二項ノ規定ニ依リ昭和十六年三月三十一日ニ至ル迄ハ同法ノ被管理者ヲ昭和十五年十一月三十日ニ於テ年齢十七年以上ノ男子タルモノニ限定ス

附則

本令ハ國民體力法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔參照〕

昭和十五年四月八日法律第五百號國民體力法抄録

附則第二項

當分ノ内被管理者ノ範圍ハ勅令ヲ以テ之ヲ限定ス

ルコトヲ得

國民體力法施行令

(昭和十五年九月二十四日勅令第六百二十號)

第一條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ國民體力法第二條第三號ノ規定ニ依リ被管理者タラザルモノトス

一 海軍豫備練習生及海軍豫備補習生

二 從軍中ノ陸海軍軍屬

三 専ラ國民體力法施行地外ヲ航行スル船舶ノ乗組員

第二條 地方長官ハ國民體力法第四條第一項ノ規定ニ依リ體力検査ヲ受クルコトヲ要スル被管理者(要検査被管理者)ヲ常時四十人以上使用スル事務所、商店、工場、事業場等ノ事業主又ハ管理人ニ對シ其ノ使用スル要検査被管理者ノ體力検査ヲ行フコトヲ命ズベシ但シ事業主若ハ管理人ガ體力検査ヲ行フコトヲ困難トスル事情アリト認メラルトキ又ハ事業主若ハ管理人ヲシテ體力検査ヲ行ハシムルコトガ不適當ト認メラルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第三條 要検査被管理者ヲ常時四十人以上使用スル事務所、商店、工場、事業場等ノ事業主又ハ管理人ハ毎年四月十日現在ニ依リ其ノ使用スル要検査被管理者ノ數ヲ地方長官ニ届出ヅベシ此ノ場合ニ於テ事業主又ハ管理人ガ體力検査ヲ行フコトヲ困難トスル事情アルトキハ其ノ旨併セ届出ヅベシ

第四條 第二條ノ規定ニ依リ事業主又ハ管理人ヲシテ體力検査ヲ行ハシムル場合ニ於テハ地方長官ハ其ノ施行ヲ指揮監督シ關係官吏ヲ立會ハシムベシ

第五條 左ノ各號ノ一ニ該當スル學校ニ在學者ハ在園シ又ハ幼稚園ニ在園スル被管理者(夜間又ハ季節的ニ授業ヲ受クル者ヲ除ク)ノ體力検査ハ當該學校長又ハ園長第一號又ハ第二號ノ學校ニ在リテハ厚生大臣ノ指揮監督ヲ承ケ、其ノ他ノ學校又ハ幼稚園ニ在リテハ地方長官ノ指揮監督ヲ承ケ之ヲ行フベシ

一 官立ノ學校

二 公立又ハ私立ノ大學、專門學校、實業專門學校、高等學校及之ニ準ズベキ學校

三 師範學校、中學校、高等女學校及公立又ハ私立ノ實業學校

四 公立又ハ私立ノ盲學校及聾啞學校

五 青年學校及小學校

六 專門學校入學者檢定期程ニ依リ指定學校

前項第二號ノ之ニ準ズベキ學校ハ厚生大臣及文部大臣之ヲ指定ス

第六條 體力検査ヲ行フ者ハ豫メ體力検査ヲ行フベキ日時及場所ヲ定ムベシ

體力検査ヲ行フベキ日時ハ毎年七月一日ヨリ九月三十日迄ノ期間内ニ於テ之ヲ定ムベシ但シ學校又ハ幼稚園ノ長ノ行フ體力検査ニ在リテハ毎年四月一日ヨリ六月三十日迄ノ期間内ニ於テ其ノ日時ヲ定ムベシ

前項ノ規定ニ依リ難キ場合ニ於テハ命令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

第七條 天災其ノ他已ムコトヲ得ザル事由ニ因リ前條第二項ノ期間内ニ體力検査ヲ行フコト能ハザルトキハ第五條第一項第一號若ハ第二號、第十八條第一項又ハ第二十條第一項ノ規定ニ依リ行フ體力検査ニ在

リテハ學校長又ハ國ノ事業場若ハ施設ノ長ハ前條第二項ノ期間外ニ於テ體力検査ヲ行フベキ日時ヲ定メ、其ノ他ノ體力検査ニ在リテハ地方長官ハ別ニ期間ヲ定メ體力検査ヲ行フ者ハ其ノ期間内ニ於テ體力検査ヲ行フベキ日時ヲ定ムベシ

第八條 體力検査ヲ行フ者ハ要検査被管理者及國民體力法第四條第二項ノ規定ニ依ル義務者ニ對シ體力検査ヲ行フベキ日時及場所ヲ了知セシムル爲必要ナル措置ヲ爲スベシ

第九條 要検査被管理者ハ所定ノ日時及場所ニ於テ體力検査ヲ受クベキモノトス

第十條 要検査被管理者疾病其ノ他已ムコトヲ得ザル事由ニ因リ所定ノ日時及場所ニ於テ體力検査ヲ受クルコト能ハザル場合ハ本人又ハ國民體力法第四條第二項ノ規定ニ依ル義務者ニ於テ其ノ旨體力検査ヲ行フ者ニ届出ツベシ

前項ノ届出アリタルトキハ體力検査ヲ行フ者ハ更ニ體力検査ヲ行フベキ日時及場所ヲ指定スベシ此ノ場合ニ於テハ第六條及第七條ノ期間ニ關スル規定ニ依ラザルコトヲ得

第十一條 體力検査ハ命令ノ定ムル所ニ依リ身體計測、機能検査及疾病異常検査ヲ行フモノトス

第十二條 體力検査ノ結果ハ體力手帳ニ之ヲ記載スルモノトス國民體力法第十條乃至第十二條ノ規定ニ依リ體力向上ニ關スル指導若ハ指示ヲ爲シ又ハ療養ニ關スル處置ヲ命ジタルトキ亦同ジ

前項ノ規定ニ依リ記載スベキ事項ニシテ醫務ニ關スルモノハ國民體力管理醫ニ於テ、其ノ他ノモノハ體力検査ヲ行フ者ニ於テ之ヲ記載スベシ

體力手帳ノ様式其ノ他體力手帳ニ關シ必要ナル事項ハ厚生大臣之ヲ定ム

第十三條 國民體力管理醫ノ選任及解任ハ地方長官之ヲ行フ但シ第五條第一項第一號若ハ第二號、第十八條第一項又ハ第二十條第一項ノ規定ニ依リ行フ體力検査ニ關スル醫務ニ從事セシムベキ國民體力管理醫ニ付テハ學校長又ハ國ノ事業場若ハ施設ノ長ニ於テ之ヲ行フ

第十四條 國民體力管理醫ノ任期ハ二年トス但シ特定ノ醫務ニ從事セシムル爲選任シタル國民體力管理醫ハ其ノ職務終了ト同時ニ退任ス

特別ノ事由アル場合ニ於テハ前項ノ規定ニ拘ラズ國民體力管理醫ヲ解任スルコトヲ妨ゲズ

第十五條 國民體力管理醫ハ體力検査ニ關スル職務ノ執行ニ付テハ體力検査ヲ行フ者ノ、其ノ他ノ職務ノ執行ニ付テハ地方長官ノ指揮ニ從フベシ

第十六條 國民體力管理醫第五條ノ被管理者ヲ檢診シタル場合ニ於テ就學上考慮ヲ要スルモノアリト認ムルトキハ其ノ旨學校又ハ幼稚園ノ長ニ通報スベシ

第十七條 第五條第一項第一號又ハ第二號ノ學校ニ在學又ハ在園スル被管理者(夜間又ハ季節的ニ授業ヲ受クル者ヲ除ク)ニ對スル國民體力法第十二條第一項ノ規定ニ依リ療養ニ關スル處置命令ハ當該學校ノ長ニ於テ之ヲ爲スベシ

前項ノ被管理者ニ付保護者ニ對シ國民體力法第十二條第一項ノ規定ニ依リ療養ニ關スル處置ヲ命ズルノ必要アリト認ムルトキハ當該學校ノ長ハ其ノ旨保護者ノ居住地ヲ管轄スル地方長官ニ通報スベシ

第十八條 國ノ事業ニシテ厚生大臣ノ指定スルモノニ

使用セラルル被管理者ノ體力検査ハ其ノ事業場ノ長厚生大臣ノ指揮監督ヲ承ケ之ヲ行フベシ

道府縣ノ事業ニシテ地方長官ノ指定スルモノニ使用セラルル被管理者ノ體力検査ハ其ノ事業場ノ長地方長官ノ指揮監督ヲ承ケ之ヲ行フベシ

第十九條 前條第一項ノ規定ニ依リ國ノ事業場ノ長ニ於テ體力検査ヲ行フ被管理者ニ對スル國民體力法第十一條又ハ第十二條第一項ノ規定ニ依リ體力向上ニ關スル指示又ハ療養ニ關スル處置命令ハ當該事業場ノ長ニ於テ之ヲ爲スベシ

前項ノ被管理者ニ付保護者ニ對シ國民體力法第十一條又ハ第十二條第一項ノ規定ニ依リ體力向上ニ關スル指示ヲ爲シ又ハ療養ニ關スル處置ヲ命ズルノ必要アリト認ムルトキハ當該事業場ノ長ハ其ノ旨保護者ノ居住地ヲ管轄スル地方長官ニ通報スベシ

第二十條 監獄、矯正院又ハ國立ノ少年教護院若ハ厚生大臣ノ指揮監督ヲ承ケ之ヲ行フベシ

公立又ハ私立ノ少年教護院又ハ癩療養所ニ在ル被管理者ノ體力検査ハ當該施設ノ長地方長官ノ指揮監督ヲ承ケ之ヲ行フベシ

第二十一條 前條ノ施設ニ在ル被管理者又ハ被管理者タリシ者ノ體力手帳ハ當該施設ノ長ニ於テ之ヲ保存スベシ

第二十二條 第二十條ノ規定ニ依リ體力検査ヲ行フ場合ニ於テハ國民體力法第四條第二項、第六條、第十一條及第十二條ノ規定ハ之ヲ適用セズ

第二十條ノ規定ニ依リ體力検査ヲ行フ場合ニ於テ必要アルトキハ第八條乃至第十條ノ規定ニ拘ラズ命令

ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

第二十三條 體力検査ニ要スル費用ニシテ左ニ掲グルモノハ毎年度豫算ノ定ムル所ニ依リ國庫之ヲ負擔ス

- 一 國民體力管理醫手當
- 二 體力検査補助者手當
- 三 藥品其ノ他消耗品ノ費用

第二十四條 市町村(町村制ヲ施行セザル地ニ於テハ町村ニ準ズベキモノトス)ハ前條ノ費用ヲ一時繰替支辨スルコトヲ得一時繰替支辨ニ關シ必要ナル事項ハ厚生大臣之ヲ定ム

附則

本令ハ國民體力法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス
昭和十五年ニ限り第三條中毎年四月十日現在トアルハ九月二十六日現在トシ第六條第二項ノ期間ハ十月一日ヨリ十二月三十一日迄トス

國民體力法施行規則

(昭和十五年九月二十六日)
厚生省令第三十六號

第一章 總則

第一條 本令ニ於テ法ト稱スルハ國民體力法ヲ謂ヒ令ト稱スルハ國民體力法施行令ヲ謂フ

第二條 被管理者又ハ保護者ニシテ一定ノ居住地ナキモノニ付テハ左ノ各號ニ掲グル地ヲ其ノ居住地トス
一 船舶ニ居住スル者ニ在リテハ其ノ主タル碇繋地
二 巡回シテ興行ヲ爲ス者、行商ヲ爲ス者等ニ在リテハ其ノ年九月一日ノ現在地

第三條 令第三條ノ届出ハ四月二十日迄ニ之ヲ爲スベ

シ

第四條 地方長官令第二條ノ規定ニ依リ事業主又ハ管理

理人ニ體力検査ヲ行フコトヲ命ジタルトキハ其ノ事務所、商店、工場、事業場等ノ名稱、所在地及事業主又ハ管理人ノ氏名ヲ四月三十日迄ニ告示スベシ

第五條 厚生大臣又ハ地方長官事業場ノ長ヲシテ體力検査ヲ行ハシムベキ國又ハ道府縣ノ事業ヲ指定シタルトキハ其ノ事業場ノ名稱及所在地ヲ告示スルモノトス

第六條 法第六條ノ届出ハ左ニ掲グル事項ヲ具シ毎年五月十日迄ニ之ヲ爲スベシ但シ被管理者第二條第二號ノ現在地ニ於テ體力検査ヲ受クル者ナルトキハ九月一日ニ之ヲ爲スベシ

一 被管理者ノ氏名、男女ノ別、生年月日及居住ノ場所

二 保護者ノ氏名、居住ノ場所及被管理者トノ續柄

三 被管理者第四條ノ規定ニ依リ地方長官ノ告示シタル事務所、商店、工場、事業場等ニ使用セラルル者ナルトキ又ハ前條ノ規定ニ依リ厚生大臣若ハ地方長官ノ告示シタル事業場ニ使用セラルル者ナルトキハ其ノ旨

前項第一號又ハ第三號ノ事項ニ異動ヲ生ジ體力検査ヲ受クベキ場所ノ變更ヲ要スル場合ハ更ニ前項ノ例ニ依リ被管理者ノ居住地ノ市町村長ニ届出ツベシ

第七條 法第六條ノ届出義務者ナキ場合ニ在リテハ被管理者ニ於テ左ニ掲グル事項ヲ前條ノ例ニ依リ届出ツベシ

一 氏名、男女ノ別、生年月日及居住ノ場所
二 第四條ノ規定ニ依リ地方長官ノ告示シタル事務

所、商店、工場、事業場等ニ使用セラルル者ナルトキ又ハ第五條ノ規定ニ依リ厚生大臣若ハ地方長官ノ告示シタル事業場ニ使用セラルル者ナルトキハ其ノ旨

第八條 保護者ノ居住地方被管理者ノ居住地ノ市町村内ニ在ラザルトキハ第六條ノ届出ハ代人ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得

第九條 令第五條第一項第一號若ハ第二號、第十八條第一項又ハ第二十條第一項ノ規定ニ依リ體力検査ヲ行フ學校長又ハ國ノ事業場若ハ施設ノ長(直接厚生大臣ノ指揮監督ヲ承クル體力検査施行者)令第七條ノ規定ニ依リ體力検査ヲ行フベキ日時ヲ定メタルトキ又ハ地方長官同條ノ規定ニ依リ體力検査ヲ行ハシムベキ期間ヲ定メタルトキハ直ニ之ヲ厚生大臣ニ報告スベシ

第十條 地方長官國民體力管理醫ヲ選任又ハ解任シタルトキハ其ノ氏名ヲ告示スベシ

第十一條 直接厚生大臣ノ指揮監督ヲ承クル體力検査施行者國民體力管理醫ヲ選任シタルトキハ其ノ官職氏名ヲ厚生大臣ニ報告スベシ

第二章 體力検査

第十二條 體力検査ヲ行フ者(體力検査施行者)ハ體力検査施行計畫ヲ定メ施行期間開始一月前迄ニ地方長官ニ報告スベシ但シ直接厚生大臣ノ指揮監督ヲ承クル體力検査施行者ニ在リテハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ體力検査施行計畫ニシテ不適當ト認めラルル場合ハ地方長官ハ之ヲ變更セシムルコトヲ得

第十三條 體力検査施行者ハ其ノ年體力検査ヲ受クルコトヲ要スル被管理者ノ名簿ヲ作成スベシ

第十四條 體力検査施行ノ日時及場所ヲ了知セシムル

爲市町村長ニ在リテハ體力検査施行二十日前迄ニ其

ノ日時及場所ヲ告示シ其ノ他ノ體力検査施行者ニ在

リテハ被管理者又ハ法第四條第二項ノ義務者ニ之ヲ

告知スベシ

第十五條 令第十條第一項ノ届出ハ體力検査當日迄ニ

之ヲ爲スベシ

第十六條 體力検査施行者ハ被管理者疾病ニ因リ所定

ノ日時ニ出頭シ難キ場合ニ於テハ時宜ニ依リ國民體

力管理醫ヲシテ其ノ療養ノ場所ニ就キ檢診ヲ行ハシ

ムルコトヲ得

第十七條 市町村長第六條第一項但書ノ届出ヲ受理シ

タルトキハ日時及場所ヲ指定シテ體力検査ヲ受ケシ

ムベシ

第十八條 體力検査施行者ハ左ノ各號ニ準據シテ検査

場ヲ設クベシ

一 検査場ハ廣サ、採光等ニ注意シ適當ナル場所ヲ

選ブベシ

二 検査場ニハ身體計測、機能検査及疾病異常檢診

ノ爲必要ナル器具其ノ他ノ設備ヲ爲スベシ

三 検査場ニハ他人ノ面前ニ於テ爲スコトヲ不適當

ト認ムル検査ノ爲障礙又ハ別室ヲ設クベシ

前條又ハ令第十條第二項ノ規定ニ依リ體力検査ヲ行

フ場合ニ在リテハ前項ノ規定ニ依ラザルコトヲ得

第十九條 體力検査ノ施行時間ハ通常午後一時ヨリ午

後五時迄トス

前項ノ施行時間中ニ検査スベキ被管理者ノ數ハ國民

體力管理醫一人ニ付四十人乃至五十人トス

第二十條 體力検査ハ被管理者ノ氏名、生年月日其ノ

他ノ事項ニ付名簿ト對照シテ本人ナルコトヲ確メタ

ル後之ヲ行フベシ

第二十一條 齒科醫師タル國民體力管理醫ヲシテ體力

検査ニ從事セシムル場合ニ在リテハ齒牙ノ検査ハ齒

科醫師タル國民體力管理醫ヲシテ之ヲ行ハシムベシ

第二十二條 體力検査ニ從事スル者ノ手指及體力検査

ニ使用スル器具類ハ特ニ注意シテ消毒シ検査用計器

ハ検査開始前豫メ點檢規正スベシ

第二十三條 身體計測及機能検査ハ身長、體重、胸圍、

視力、色神、聴力、精神機能及運動機能ニ付之ヲ行

フベシ但シ被管理者ノ年齢ニ依リ身體計測又ハ機能

検査ノ一部又ハ全部ヲ省略スルコトアルベシ

第二十四條 身長計測ハ足袋、靴等ヲ脱シ身長計ノ

臺上ニ兩爪先ヲ左右ニ開キテ立チ兩踵ヲ密接シ背

部、臀部及踵ヲ尺柱ニ接シ兩上肢ヲ自然ニ體側ニ垂

レ頭部ヲ正位ニ保タシメ正面及側面ヨリ全身ノ位置

ヲ通視シ所要ノ矯正ヲ加ヘタル後横杆ヲ顛頂ニ當テ

之ヲ爲スベシ

計測單位ハ「センチメートル」トシ四捨五入法ヲ用ヒ

單位ノ下一位ニ止ムベシ

第二十五條 體重計測ハ衣類ヲ脱シ秤臺ノ中央ニ靜止

セシメ體重計ノ桿ガ正シク平均ヲ保ツニ至レルトキ

之ヲ爲スベシ

計測單位ハ「キログラム」トシ四捨五入法ヲ用ヒ單位

ノ下一位ニ止ムベシ

第二十六條 胸圍計測ハ起立ノ姿勢ニ於テ兩上肢ヲ

自然ニ垂レシメ卷尺ヲ背面ニ於テハ兩肩胛骨ノ下隅

ニ、前面ニ於テハ左右乳頭ノ直上上部ニ當テ安靜ニ呼

吸セシメ呼吸ノ終レルトキ之ヲ爲スベシ乳房ノ著シ

ク膨隆セル女子ニ付テハ卷尺ヲ少シク其ノ上方ニ當

テ之ヲ爲スベシ

計測單位ハ「センチメートル」トシ四捨五入法ヲ用ヒ

單位ノ下一位ニ止ムベシ

第二十七條 視力ハ萬國式試視力表ヲ用ヒ其ノ前方五

「メートル」ノ位置ニ立タシメ左右ヲ各別ニ裸眼ニ付

検査スベシ

眼鏡ヲ常用スル者ニ付テハ前項ノ裸眼視力ノ検査ノ

外眼鏡ヲ裝用シタルトキノ視力ヲ併セ検査スベシ

第二十八條 色神ハ色盲検査表ヲ用ヒ異常ノ有無ヲ檢

査スベシ

第二十九條 聴力ハ低語聲ヲ以テ談話シ其ノ應答ニ依

リ判定スベシ

第三十條 疾病異常檢診ハ主トシテ結核性疾患、「トラ

ホーム」、花柳病、寄生蟲病、精神病、榮養障礙、脚

氣、齒疾及形態異常ニ付之ヲ行フベシ

第三十一條 結核性疾患ノ檢診ニ付テハ「ツベルクリ

シ」皮内反應検査ヲ行フベシ但シ反應陽性ナルコト

明カナル者又ハ國民體力管理醫ニ於テ不適當ト認ム

ル者ニ付テハ之ヲ省略スルコトヲ得

第三十二條 花柳病ノ檢診ハ十七年以上ノ男子ニ付テ

ハ局所検査ヲ施行スベシ

第三十三條 結核性疾患、花柳病其ノ他特ニ指導ヲ必

要トスル疾病ニ罹リ又ハ罹レル疑アル者ニ付テハ別

ニ「エックス」線検査其ノ他ノ方法ニ依リ成ル可ク精

密ニ之ヲ檢診スベシ

前項ノ檢診ニ際シテハ其ノ療養ノ狀況ヲ併セ調査ス

ベシ

第三十四條 疾病異常其ノ他已ムコトヲ得ザル事由ニ

因リ検査ヲ爲スコト困難ナル被管理者ニ付テハ體力検査ノ一部ヲ省略スルコトヲ得

第三十五條 體力検査施行者體力検査ヲ行ヒタルトキハ各被管理者ニ付様式第一號ニ依リ體力検査票ヲ作成スベシ
體力検査票ノ記載ニ付テハ令第十二條第二項ノ例ニ依ル

第三十六條 體力検査票ハ體力検査施行者ニ於テ年齢別、男女別ニ編綴シ三年間之ヲ保存スベシ

第三十七條 第三十三條第一項ノ規定ニ依リ検査ヲ爲シタルトキハ體力検査票ノ外國民體力管理醫ニ於テ様式第二號ニ依リ精密検査票ヲ作成スベシ

第三十八條 精密検査票ハ第五十條ノ場合ヲ除クノ外體力検査施行者ニ於テ取纏メ地方長官ニ送付スベシ
但シ直接厚生大臣ノ指揮監督ヲ承クル體力検査施行者ニ在リテハ其ノ者ニ於テ之ヲ保存スベシ
精密検査票ノ保存期間ハ五年トス

第三十九條 體力検査施行者ハ體力検査ノ結果ヲ十月三十一日迄ニ地方長官ニ報告スベシ但シ直接厚生大臣ノ指揮監督ヲ承クル體力検査施行者ニ在リテハ厚生大臣ニ之ヲ爲スベシ

第四十條 地方長官前條ノ報告ヲ受ケタルトキハ體力検査集計表ヲ調製シ十一月三十日迄ニ厚生大臣ニ之ヲ送付スベシ

第四十一條 地方長官ハ體力検査施行者ヨリ第三十八條第一項及第五十條第一項ノ規定ニ依リ送付ヲ受ケタル精密検査票ニ基キ精密検査集計表ヲ調製シ十一月三十日迄ニ厚生大臣ニ之ヲ送付スベシ
直接厚生大臣ノ指揮監督ヲ承クル體力検査施行者ニ在リテハ其ノ者ニ於テ前項ニ準ジ精密検査集計表ヲ

調製送付スベシ

第三章 體力手帳

第四十二條 體力手帳ハ被管理者初メテ體力検査ヲ受ケタルトキ體力検査施行者ニ於テ之ヲ交付ス

第四十三條 體力手帳ハ被管理者又ハ被管理者タリシ者年齢二十年ニ達スル迄之ヲ保存スベシ但シ徴兵検査ヲ未ダ終ラザル者ニ在リテハ之ヲ終ル迄保存スベシ

第四十四條 自己ノ責ニ歸スベカラザル事由ニ因リ體力手帳ヲ滅失又ハ毀損シタル場合ハ其ノ事由ヲ具シ且毀損ノ場合ニ於テハ其ノ體力手帳ヲ添へ最終ニ體力検査ヲ受ケタル體力検査施行者ニ再交付ヲ申請スベシ

前項ノ申請ニシテ理由アリト認ムルトキハ體力検査施行者ハ當該被管理者ノ體力検査票ニ基キ所定ノ事項ヲ體力手帳ニ轉記シ之ヲ交付スベシ

第四十五條 體力手帳ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ之ヲ提出スベシ

- 一 體力検査ヲ受クルトキ
- 二 法第十一條ノ規定ニ依リ體力向上ニ關スル指示ヲ受クルトキ
- 三 法第十二條第一項ノ規定ニ依リ療養ニ關スル處置命令ヲ受クルトキ

四 法第十二條第二項ノ規定ニ依リ國民體力管理醫ニ就キ療養ノ指導ヲ受クルトキ

五 其ノ他法令ノ規定ニ依リ提示ヲ命ゼラレタルトキ

第四十六條 體力手帳ハ様式第三號ニ依ル

第四章 指導其ノ他ノ措置

第四十七條 國民體力管理法第十條ノ規定ニ依リ體力

力向上ニ關スル指導ヲ爲サントスル場合ハ左ノ各號ニ依ルベシ

一 指導ハ被管理者ノ年齢、環境等ニ應ジテ之ヲ爲スベシ

二 指導ハ疾病異常ノ治療矯正ニ付之ヲ爲スノ外検査ノ結果ヲ綜合シ療養其ノ他保健ニ關シ之ヲ爲スベシ

三 指導事項ニシテ被管理者ニ著シキ衝動ヲ與フルノ虞アリト認ムルモノハ法第四條第二項ノ義務者ニ對シ之ヲ爲スベシ

四 指導事項ニシテ重要ナルモノハ體力手帳ニ之ヲ記載スベシ

第四十八條 法第十二條第一項ノ主務大臣ノ指定スル疾病トハ左ニ掲グル疾病トス

- 一 結核性疾患
- 二 花柳病

第四十九條 體力検査施行者ハ法第十一條又ハ第十二條第一項ノ規定ニ依リ體力向上ニ關スル指示又ハ療養ニ關スル處置命令ヲ要スル者アルトキハ其ノ旨地方長官ニ申告スベシ但シ令第十七條又ハ第十九條ノ場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第五十條 前條ノ規定ニ依リ申告ヲ爲ス場合ニ於テハ當該被管理者ノ精密検査票ヲ添附スベシ

令第十七條第二項又ハ第十九條第二項ノ規定ニ依リ通報ヲ爲ス場合亦前項ニ同ジ

第五十一條 法第十一條又ハ第十二條第一項ノ規定ニ依リ體力向上ニ關スル指示又ハ療養ニ關スル處置命令ハ體力検査施行者ヲ經由シテ之ヲ爲スベシ但シ令第十七條第二項又ハ第十九條第二項ノ規定ニ依リ通

報ニ基キテ爲ス指示又ハ處置命令ハ之ヲ爲シタル後其ノ旨ヲ體力検査施行者ニ通知スルヲ以テ足ル

第五十二條 地方長官事務所、商店、工場、事業場等ニ使用セラルル被管理者又ハ其ノ保護者ニ對シ法第

十一條ノ規定ニ依リ就業ノ場所若ハ時間ノ制限又ハ業務ノ變更ニ關スル指示ヲ爲シタルトキハ其ノ旨被

管理者ヲ使用スル者ニ通知スベシ但シ被管理者ヲ使用スル者ニ對シ指示ヲ爲シタル場合又ハ事業主若ハ

管理人體力検査施行者ナル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

國又ハ公團體ノ體力向上施設ノ利用其ノ他ニ關スル指示ニシテ被管理者休業ヲ要スル場合亦前項ニ同

シ

第五十三條 法第十二條第一項ノ規定ニ依リ療養ニ關スル處置ヲ命ゼラレタル者其ノ處置ヲ了シタルトキ

ハ其ノ旨地方長官ニ報告スベシ但シ令第十七條第一項又ハ第十九條第一項ノ場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第五十四條 法第十二條第一項ノ規定ニ依リ療養ニ關スル處置ヲ命ゼラレタル者同條第二項ノ規定ニ依リ

國民體力管理醫ニ就キ療養ノ指導ヲ受ケントスルトキハ被管理者ノ氏名、療養ニ關スル處置ヲ命ゼラレタル月日及事由ヲ具シ被管理者ノ居住地ノ市町村長

ヲ經由シテ地方長官ニ申請スベシ療養ノ指導ヲ受ケル者當該道府縣外ニ居住地ヲ移轉シ引續キ療養ノ指導ヲ受ケントスルトキ亦同ジ

國民體力管理醫ニ就キ療養ノ指導ヲ受ケル者當該道府縣内ニ於テ居住地ヲ移轉シタルトキハ其ノ旨居住地ノ市町村長ヲ經由シテ地方長官ニ届出ツベシ

第五十五條 地方長官前條第一項ノ申請ニシテ法第十二條第二項ノ規定ニ依リ國民體力管理醫ニ就キ療養

ノ指導ヲ受ケシムベキモノト認ムルトキハ國民體力管理醫ヲ指定シテ之ヲ申請者ニ告知スベシ前條第二項ノ届出アリタル場合ニ於テ國民體力管理醫ノ變更ヲ要スルトキ亦同ジ

第五十六條 法第十二條第二項ノ療養ノ指導ニ従事スル國民體力管理醫ハ様式第四號ニ依リ療養指導簿ヲ備付クベシ

國民體力管理醫療養ノ指導ヲ爲シタルトキハ其ノ都度前項ノ療養指導簿及體力手帳ニ其ノ要領ヲ記載スベシ

第五十七條 國民體力管理醫ハ毎月五日迄ニ前月分ノ療養ノ指導ニ關スル狀況ヲ地方長官ニ報告スベシ

第五十八條 體力検査施行者第五十一條ノ規定ニ依リ指示又ハ處置命令ノ經由又ハ通知ヲ受ケタルトキハ其ノ要旨ヲ體力手帳ニ記載スベシ

令第十七條第一項又ハ第十九條第一項ノ規定ニ依リ指示又ハ處置命令ヲ爲シタル場合亦前項ニ同ジ

第五章 雜則

第五十九條 法令ノ規定ニ依リ健康診斷ヲ爲スコトヲ命ゼラレタル事業主國民體力法ノ規定ニ依リ體力検査ヲ以テ其ノ健康診斷ニ代フル爲必要アル場合ハ其ノ使用スル被管理者ノ體力検査ヲ行ヒタル市町村長又ハ學校長(第三十八條第一項又ハ第五十條ノ規定ニ依リ精密検査票ガ地方長官ニ送付セラレタル場合ハ地方長官)ニ對シ當該被管理者ノ體力検査票又ハ精密検査票ノ閱覽ヲ求ムルコトヲ得

第六十條 町村制ヲ施行セザル地ニ於テハ本令中町村ニ關スル規定ハ町村ニ準ズベキモノニ、町村長ニ關スル規定ハ町村長ニ準ズベキモノニ之ヲ適用ス

附則

本令ハ國民體力法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十五年ニ限り本令中第二條第二號及第六條第一項但書ノ九月一日トアルハ十一月一日、第三條ノ四月二十日トアルハ九月三十日、第四條ノ四月三十日トアルハ十月五日、第六條第一項ノ毎年五月十日トアルハ十月十日、第十二條ノ施行期間開始一月前迄トアルハ十月十五日迄、第十四條ノ體力検査施行二十日前迄トアルハ體力検査施行五日前迄、第三十九條ノ十月三十一日トアルハ翌年一月三十一日、第四十條及第四十一條第一項ノ十一月三十日トアルハ翌年二月二十八日トス

昭和十五年關東州國勢調査施行規則の公布

昭和十五年關東州國勢調査施行規則は昭和十五年九月十三日付官報を以て關東局令第五十三號として公布された。之を掲ぐれば次の如くである。

昭和十五年關東州國勢調査施行規則

第一條 昭和十五年關東州國勢調査(以下國勢調査ト稱ス)十五年十月一日午前零時ノ現在ニ依リ之ヲ行フ

第二條 國勢調査ハ前條ノ時期ニ於テ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ付之ヲ行フ

一 關東州内ニ現在スル者ニシテ現役軍人又ハ應召中ノ在郷軍人ニ非ザルモノ

二 現役軍人及應召中ノ在郷軍人

三 陸海軍ノ艦船ニ乗組中ノ者ニシテ現役軍人又ハ應召中ノ在郷軍人ニ非ザルモノ

應召中ノ在郷軍人ニ非ザルモノ

體 力 檢 查 票

第 號

() 歲			
自	年	月	日生
至	年	月	日生

被管理者氏名		生年月日		大正 年 月 日		昭和 年 月 日	
職業(學校)		検査年月日		昭和 年 月 日			
本 籍		道 縣 市 郡		區 町 村 區 町 村		番 地	
現 住 所		道 縣 市 郡		區 町 村 區 町 村		番 地	
身長	cm	體重	kg	胸圍	cm		
視力	裸眼	右	眼鏡	右	色 神	正 常 ・ 異 常	
		左	裝用	左			
聴力	右	正 常 ・ 難 聴 ・ 聾		左	正 常 ・ 難 聴 ・ 聾		
主たる既往疾患		病名 歳 ~ 年 歳					
疾 病 異 常	ツベルクリン皮内反應	發赤徑	mm	判 定	陰 性 ・ 疑 陽 性 ・ 陽 性		
	トランスロム	無シ・有リ (疑似症 ・ 輕症 ・ 重症)					
	寄生蟲病	無シ・有リ (病名)					
	脚 氣	無シ・有リ					
	榮養障礙	無シ・有リ (病名又ハ原因)					
	齲 齒	處 置	本		未處置	本	
	其 他 疾 病 異 常	無シ・有リ (病名又ハ名稱)					
運 動 機 能		荷重速行		回 /4			
概 評		可 ・ 要 注 意 ・ 要 精 密 檢 診					
指 導							
備 考							

様式第一號(用紙ノ大サハ日本標準規格A5トス)

(表三)

保 護 者	氏名	
	現住所	
	本人ノ 氏名	
	職業	

往 電

1 此ノ手帳ハ本人又ハ保護者ニ於テ本人ガ年滿二十歳ニ達スル迄大切ニ保
存シ軍兵検査ヲ受ケル者ハタトニ年滿二十歳ニ達シテ後ト雖モ 軍兵検査
ガ結果ニ基キ保存シテケレバナリマセン。

2 此ノ手帳ハ次ノヤウナ場合ニ提示シテケレバナリマセン。

- イ 體力検査ヲ受ケルトキ
- ロ 體力検査ノ結果體力向上ニ關スル指示ヲ受ケルトキ
- ハ 體力検査ノ結果放棄ニ關スル罷留命令ヲ受ケルトキ
- ニ 國民體力管理簿ニ就キ放棄ノ指導ヲ受ケルトキ
- ホ 徴兵検査ヲ受ケルトキ
- ヘ 其ノ他法令ノ規定ニヨリ提示ヲ命ゼラレタトキ

3 此ノ手帳ハ大切ニ取扱ヒ毀損シタリ滅失シタリシテハナリマセン、已ムク得
ナイ理由ヲ滅失又ハ毀損シタトキハ其ノ理由ヲ述ベ 最終ノ體力検査施行者
ニ函ニ出テ再交付ヲ受ケルコトガ出来マス。

(表三)

體
力
手
帳

昭和 年 月 日 交付

厚 生 省

本 籍	氏 名	生 年 月 日
		昭和 年 月 日 生

(表三) 様式第三號 軍兵ノ大サハ日本標準規格ニ依リテ

年 齢	檢 査 年 月	現 住 所		職 業 又ハ 學 校	身 長 cm
		道・府・縣・市・郡			
0 歳	年 月				
1 歳	年 月				
2 歳	年 月				
3 歳	年 月				
4 歳	年 月				
5 歳	年 月				
6 歳	年 月				
7 歳	年 月				
8 歳	年 月				
9 歳	年 月				
10 歳	年 月				
11 歳	年 月				
12 歳	年 月				
13 歳	年 月				
14 歳	年 月				
15 歳	年 月				
16 歳	年 月				
17 歳	年 月				
18 歳	年 月				
19 歳	年 月				



